

福知山市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和5年11月13日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

令和5年度及び令和4年度補助金等

3 監査の実施期間

令和5年9月1日から令和5年9月28日まで

4 監査対象部等

市長公室 経営戦略課、職員課、秘書広報課、大学政策課

建設交通部 道路河川課、建築住宅課、都市・交通課、用地課

財務部 契約監理課、財政課、資産活用課、税務課

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知されたい。

市長公室 秘書広報課（監査日 令和5年9月5日）

1 契約について

賃貸借契約に関する書類の取扱いが適切でないものが見受けられた。適正な契約事務の執行に努められたい。

2 歳入について

歳入徴収簿の記載において、誤記されているものが複数見受けられた。歳入徴収簿の適切な管理に努められたい。

建設交通部 道路河川課（監査日 9月11日～9月12日）

1 契約について

物品購入において、小額の発注に分割することにより、財務規則に基づく適切な契約手続がなされていないものが見受けられた。適正な契約事務の執行に努められたい。

2 歳入について

道路占用料の収入金において、納期限が財務規則の規定と整合していないなど、適正な収入事務となっていないものが見受けられた。収入事務の適正化に努められたい。

3 その他について

所管団体の通帳、印鑑等の管理において、適切な保管方法となっていないものが見受けられた。保管方法を見直されたい。

建設交通部 建築住宅課（監査日 9月13日～9月14日）

1 歳入について

歳入徴収簿の記載や調定の管理において、適切でないものが見受けられた。収入事務の適正化に努められたい。

建設交通部 用地課（監査日 9月15日）

1 歳入について

法定外公共物占用料の収入金において、納期限が財務規則の規定と整合していないなど、適正な収入事務となっていないものが見受けられた。収入事務の適正化に努められたい。

財務部 資産活用課（監査日 9月26日）

1 契約について

賃貸借契約書において、文書の取扱いが適切でないものがあった。適正な契約事務の執行に努められたい。